

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 別表第5)

別表第5(第16条、第37条、第39条関係)

大気汚染物質の規制基準(炭化水素系物質)

事業所において発生する炭化水素系物質を取り扱う施設の備えるべき設備の基準並びに炭化水素系物質の許容限度及び排出の方法は、次に定めるとおりとする。

- 1 別表第1の2の項に掲げる反応施設(アクリロニトリル製造施設に限る。)並びに同表の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設の備えるべき設備の基準

対象施設	設備基準
アクリロニトリル製造施設	炭化水素系物質の排出防止装置を設置すること。
貯蔵施設	貯蔵施設の屋根の構造を浮屋根とするか、又はこれと同等以上の炭化水素系物質の排出防止効果を有する装置を設置すること。
出荷施設	炭化水素系物質の排出口における濃度が8容量パーセント以下である排出防止装置又は炭化水素系物質の除去率が温度20度において80パーセント以上である排出防止装置を設置すること。
給油施設	通気管において蒸気返還方式接続設備を設置すること。

備考 出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法によること。

- 2 前項の施設以外の指定施設に係る炭化水素系特定物質の濃度の許容限度及び排出の方法

- (1) 濃度の許容限度

炭化水素系特定物質の種類	濃度の許容限度
ベンゼン	10ppm
トルエン	100ppm
キシレン	150ppm
トリクロロエチレン	50ppm
テトラクロロエチレン	50ppm
ジクロロメタン	50ppm
ホルムアルデヒド	5ppm
フェノール	5ppm

備考 1 この規制基準の適用は、希釈しない状態において測定した数値に対して行うものとする。

2 炭化水素系特定物質の濃度の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ベンゼン

規格K0088に定める方法又は市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

- (2) トルエン

市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

- (3) キシレン

市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

- (4) トリクロロエチレン

市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

- (5) テトラクロロエチレン  
市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法
- (6) ジクロロメタン  
市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法
- (7) ホルムアルデヒド  
規格K 0 3 0 3 に定める方法
- (8) フェノール  
規格K 0 0 8 6 に定めるガスクロマトグラフ法

(2) 排出の方法

炭化水素系特定物質を含む排出ガスは、付近に被害が生じないように、ダクト等により導き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。